

# (仮称)川西市男女共同参画条例(案)要綱

## 修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ <del>——</del> : 今回削除となった部分	パブリックコメントを受けた修正案 ※ <u>——</u> : 今回追加となった部分	修正理由
【案5ページ】 2 定義 ⑨積極的改善措置 解説	組織内において <del>職員の男女構成比</del> と男性が管理職を占めている割合に差が生じている場合、能力が同等であれば女性を昇進させるなどの措置を行うことをいいます。	組織内において男性が管理職を占めている割合が <del>職員の男女構成比</del> を上回っている場合、能力が同等であれば女性を昇進させるなどの措置を行うことをいいます。	解説において、一部表現を整理しました。
【案5ページ】 3 基本理念	市並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体（以下「市民等」という。）は、次に掲げる基本理念（ <del>以下「基本理念」という。</del> ）にのっとり、男女共同参画を推進するものとする。	市並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体（以下「市民等」という。）は、次に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するものとする。	パブリックコメントのご意見を受けて、法制上の表現の整理により削除しました。
【案6ページ】 3 基本理念 解説⑥	本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、 <del>取組を進める</del> ことが重要です。	本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、 <u>男女共同参画を推進する</u> ことが重要です。	パブリックコメントのご意見を踏まえ、解説の説明文を修正しました。
【案9ページ】 10 公衆に表示する情報に関する配慮 解説	憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「配慮」として理解を求め <del>るもの</del> となっています。	憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「配慮」として理解を求め <del>るもの</del> としています。	パブリックコメントのご意見を受けて、解説の説明文を修正しました。
【案10ページ】 12 報告書の作成	市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の <del>実施</del> 状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。	市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の <u>進捗</u> 状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。	パブリックコメントのご意見を受けて、条文（案）を修正しました。
【案10ページ】 13 調査研究	市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。	市は、男女共同参画の推進に関する <u>効果的な</u> 施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。	パブリックコメントのご意見を受けて、条文（案）に文言を挿入しました。
【案13ページ】 21 苦情及び相談への対応（1）	21 苦情 <del>及び相談</del> への対応 （1）市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。	21 苦情 <del>等</del> への対応 （1）市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情 <del>又は意見</del> の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。	ご意見を踏まえ、条例（案）要綱21の見出しを修正し、条文（案）に文言を挿入しました。
【案13ページ】 21 苦情及び相談への対応 解説	男女共同参画に関する施策等への苦情や、性別による差別的取扱い等による相談について、 <del>市は関係機関と十分に連携を図り、適切な対応や支援を行うものとし</del> ます。	男女共同参画に関する施策等への苦情や <del>意見</del> 、性別による差別的取扱い等による相談について、 <u>その施策の担当所管に申出があったときは、市の関係所管、国、県の担当機関等と十分に連携を図り、適切な対応や支援を行うものとし</u> ます。	パブリックコメントのご意見を踏まえ、解説の説明文を修正しました。